

全 議 第 1 0 8 号
令 和 6 年 9 月 5 日

各都道府県議会議長 殿

全国都道府県議会議長会会長

地方議会における女性の活躍促進に係る
加藤女性活躍・男女共同参画担当大臣からの要請書について

令和6年9月3日（火）、標記要請書が別添1のとおり本会に提出されましたので、御報告いたします。

各都道府県議会におかれては、同要請書や本会創立100周年宣言（別添2）、「多様な人材が輝く議会のための17の提言」（別添3）等を踏まえ、多様な人材の議会参画を促進する取組を推進いただきますよう、お願いいたします。

（添付書類）

- ・別添1 令和6年9月 加藤女性活躍・男女共同参画担当大臣要請書「地方議会における女性の活躍促進について」
- ・別添2 令和5年7月 本会創立100周年宣言
- ・別添3 令和6年3月 「多様な人材が輝く議会のための17の提言」

全国都道府県議会議長会
会長 山本 徹 様

地方議会における女性の活躍促進について

活力ある地域の創造に向け、リーダーシップを発揮して御尽力されている都道府県議会議員の皆様に、心からの敬意と感謝を申し上げます。

政府は第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）において、政治分野における男女共同参画の積極的な推進に向け、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合を2025年までに35%以上とすることを努力目標としておりますが、昨年の統一地方選挙の候補者に占める女性の割合は、19.2%といまだ低い水準にあります。

また、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）において、地方議会を含む地方公共団体は議員活動と家庭生活の両立支援のための体制整備や、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題（ハラスメント）の発生の防止に資する研修の実施・相談体制の整備等の施策を講ずるものとする旨、規定されております。

つきましては、各都道府県議会において、議員活動と家庭生活との両立支援策を始めとした、男女の議員が活躍しやすい環境整備が図られ、政治分野における男女共同参画のための取組を推進いただきますよう、また、特に以下については、一層の御対応をいただきますようお願いいたします。

- 全ての都道府県議会において、出産・育児・介護等にも配慮した会議規則を整備すること。**特に、家族の看護や配偶者の出産を欠席事由として明文化すること。**
- 全ての都道府県議会において、ハラスメントの発生の防止に資する研修を実施するとともに、**市町村を包含した**議員等に対するハラスメント相談体制を整備すること。
- **女性の地方議会議員のネットワーク形成について積極的に取り組むこと。**

今後とも、地方と国とが連携し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づき、取組を推進してまいりたいと存じます。

令和6年9月

女性活躍担当大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

加藤 鮎子